

変動金利型特別金利定期預金

2026年4月1日現在

1. 商品名【愛称】	・変動金利型特別金利定期預金「れもネコ定期預金」								
2. 取扱期間	・2026年4月1日（水）～2026年9月30日（水） ただし、取扱期間中であっても、募集総額300億円に達した場合は、取扱いを終了させていただく場合がございます。								
3. 販売対象	・個人および個人事業者の方で普通預金口座をお持ちの方または新規口座開設いただける方。 ・当庫本支店窓口にご来店のうえ、お手続きいただける方（※1）または、個人インターネットバンキングよりお手続きいただける方 ※1 窓口でお手続きいただく場合は、ニューマネー（※2）をお預け入れいただける方に限ります。 ※2 ニューマネーとは、「現金」または「定期預金の預入日から遡り、2ヵ月以内に新たにお客様 の口座にご入金された資金」を言います。当庫普通預金、定期預金からの振替、当庫に預入されている各種預金を解約、もしくは出金し、他行に預入後、その資金を再度現金もしくは振込等により入金した場合はニューマネーの対象外となります。								
4. 期間	・3年 ・自動継続（元金継続）のみの取扱いとなります。								
5. 預入									
(1) 預入方法	・一括預入								
(2) 預入金額	・一口10万円以上1億円以下								
(3) 預入単位	・1円単位								
6. 払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。								
7. 利息									
(1) 適用金利	<変動金利定期預金（単利型）> ・初回満期日まで、以下の算定方式で6ヵ月毎に変更されます。 指標金利（※1）＋上乗せ金利（※2） ※1 指標金利は、預入日または利率変更日（預入日から6ヵ月毎応当日）におけるスーパー定期預金（6ヵ月）の利率となります。 ※2 上乗せ金利は0.675%（税引後0.537%）となり、初回満期日まで適用します。 ・初回満期日以降の利率は、継続日におけるスーパー定期預金（6ヵ月）の店頭表示利率を適用します。								
(2) 利払方法	・中間利払日（預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6ヵ月毎の応当日）以降および満期日以後に分割して支払います。なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率［利率を変更したときは変更後の利率］×70%）により計算します。								
(3) 計算方法	・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算とします。								
8. 税金	・利息には20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります（ただし、マル優を利用の場合は除きます）。								
9. 手数料	—								
10. 付加できる特約事項	・預入形態は、証書式、通帳式（総合口座を含む）とします。 ・総合口座の担保とすることができます（貸越利率は担保定期預金の約定利率に年0.5%上乗せした利率）。ただし、インターネットバンキングでお預け入れいただいた場合を除きます。 ・店頭でお預け入れいただいた場合、マル優の取扱いができます。								
11. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、下記の預入期間に応じた期限前解約利率（小数点第3位以下切捨て、下記による計算が解約日の普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします）および解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を清算します。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>預入期間</th> <th>適用利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6ヵ月未満</td> <td>解約日の普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>6ヵ月以上1年未満</td> <td>約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td>1年以上1年6ヵ月未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> </tbody> </table>	預入期間	適用利率	6ヵ月未満	解約日の普通預金利率	6ヵ月以上1年未満	約定利率×40%	1年以上1年6ヵ月未満	約定利率×50%
預入期間	適用利率								
6ヵ月未満	解約日の普通預金利率								
6ヵ月以上1年未満	約定利率×40%								
1年以上1年6ヵ月未満	約定利率×50%								

		1年6ヵ月以上2年未満	約定利率×60%
		2年以上2年6ヵ月未満	約定利率×70%
		2年6ヵ月以上	約定利率×90%
12. 金利情報の入手方法	・店舗または呉信用金庫ホームページにてご確認ください。		
13. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部（9時～17時、電話：0120-32-8883）にお申し出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。 		
14. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます）。 		

